

我が国企業における外国競争法コンプライアンスに関する取組状況について(概要)

～グローバル・ルールとしての取組を目指して～

近年、我が国企業が外国競争法違反による摘発を受け、巨額な罰金・制裁金を課されたり、役員・従業員が禁錮刑を科されたりする事案が多数発生。➡ 我が国企業の外国競争法コンプライアンス態勢の脆弱性が顕在化。

我が国企業における外国競争法コンプライアンス態勢の強化に資することを目的として、アンケート調査(平成26年9月。対象:東証一部上場企業1,814社)及びヒアリング調査(平成26年12月～平成27年2月。対象:32社)を実施。

<調査結果>

我が国企業の外国競争法コンプライアンスに向けた取組については、十分とはいえない。

外国競争法コンプライアンスの推進に向けて (報告書66頁)

リスク管理・回避の視点

独占禁止法コンプライアンスの推進を前提として、外国競争法の特徴を踏まえてリスクを的確に把握し、それを最小化していくという考え方方が重要

外国競争法の特徴に関するリスク

- 外国競争法制及びその運用に係るリスク
 - 違反行為に対する厳しい制裁
 - カルテルに係る成立要件等の相違
 - 調査妨害・非協力に対するペナルティ
- 様数の国・地域の競争法の執行対象となるリスク
 - 様数の国・地域の競争法の執行対象となり制裁を受ける可能性

対応の3本柱

1. 親会社及び海外傘下グループ会社による一体的対応（一体性）
2. 事業活動を行っている全ての国・地域の競争法を意識した広範な対応（広範性）
3. 我が国法制とは異なる外国競争法制の特徴を踏まえた柔軟な対応（柔軟性）

外国競争法コンプライアンス・プログラムを推進するための具体的方策

3つのK

Kenshu 研修等による未然防止

- 外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定
- 外国競争法に係る社内研修の実施
- 内外共通の法務相談体制の整備
- グローバル・ルールとしての各種社内ルールの整備

Kansa 監査等による確認と早期発見

- 外国競争法監査の実施
- 内外共通の内部通報制度の整備
- 外国競争法に係る社内リニエンシー
※社内リニエンシーとは、違反行為に関与した社員が自主的に所要の報告等を行った場合に、懲戒内容の軽減を考慮することをいう。

Kikikanri 危機管理

- 親会社の経営トップのイニシアティブによる迅速な対応と的確な意思決定
- 外国競争法に係るリニエンシー制度の活用
- 一体的対応の基礎となる有事対処マニュアルの整備
- 親会社の経営トップのイニシアティブによる的確な社内調査の実施

外国競争法コンプライアンス・プログラム推進のための基礎となる体制

- 親会社の経営トップのコミットメントと世界規模での周知
- 外国競争法に係る担当者の指定等の体制整備
- 自社固有のリスクの特定とそれに 対する対応

外国競争法コンプライアンス・プログラム推進のための基礎となる体制

□ 親会社の経営トップのコミットメントと世界規模での周知

海外傘下グループ会社に対しては親会社の経営トップのメッセージを多言語化して発信しているとする例。

□ 外国競争法に係る担当者の指定等の体制整備

親会社の法務部に競争法の専任者を置き情報が集中する体制を構築したことにより、競争法上問題となるおそれのある行為について事前の相談が増加し、違反行為の未然防止に寄与しているとする例。

□ 自社固有のリスクの特定とそれに対する対応

主要な営業品目が世界的に自社を含む数社に寡占された業界なので、同業他社とは原則として接触禁止という方針をグローバル統一ルールとして定めている例。

研修等【Kenshu】による未然防止

□ 外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定

自動車部品カルテル事件を受け、欧米に関しては既存のコンプライアンス・マニュアルを強化し、コンプライアンス・マニュアルのなかった中国等についてはこれを導入したとする例。

□ 外国競争法に係る社内研修の実施

アジア地域の傘下グループ会社に対する研修において、現地の競争法のほか、欧米の競争法の運用及び罰則は非常に厳しいことや域外適用があり得ることを事例を交えて説明しているとする例。

□ 内外共通の法務相談体制の整備

明確なルール付けがなかったため、海外現地法人が訴訟・紛争等に巻き込まれた場合であっても、事業部門内のみで処理され報告が後手に回ることがあったことを踏まえて、競争法違反や集団訴訟といった重大な案件が発生した場合には、親会社法務部門に直ちに情報共有される体制を構築中であるとする例。

□ グローバル・ルールとしての各種社内ルールの整備

制裁が厳しく、同業他社との情報交換自体が違法と判断され得るEUの競争法を意識した同業他社との接触に関するグローバル・ルールを定めており、考え方としては、「カルテルをしてはいけません。」だけではなく、「カルテルを疑われる行為はやめましょう。」としている例。

監査等【Kansa】による確認と早期発見

□ 外国競争法監査の実施

グループCEO直属の内部監査グローバルリーダーがアジア、欧州、北米のリージョナルリーダーを統括する体制の下、各地域の監査部門が担当地域のグループ会社の監査を実施しており、監査に当たっては、グローバル共通の重点監査項目を設定しているとする例。

□ 内外共通の内部通報制度の整備

海外の子会社の従業員等が利用する全言語に対応可能なグループ共通の内部通報窓口を専門業者や法律事務所に委託しているとする例。

□ 外国競争法に係る社内リニエンシー

外国の競争当局は、制裁金や罰則において、日本と異なり裁量型を採用しており、競争当局への協力度合いが制裁金等に影響があるところ、社内リニエンシーにより、社員の調査協力を確保することができたとする例。

危機管理【Kikikanri】

□ 親会社の経営トップのイニシアティブによる迅速な対応と的確な意思決定

外国競争法違反の可能性が発見された場合、直ちに経営トップに報告するとともに、提携している国内又は海外の弁護士と連携を図り、迅速に社内調査を実施する一方で、各国・地域の関係競争当局へのリニエンシー申請の利用について検討するとする例。

□ 外国競争法に係るリニエンシー制度の活用

違反が発覚した場合には、各国・地域のリニエンシー制度を積極的に利用する方針を有しているところ、海外子会社の法務部門と連携しつつ日本の法務部門が中心となって社内調査を行った結果、複数の国・地域への影響が認められたため、親会社主導で当該複数国・地域に同時にリニエンシー申請を行ったとする例。

□ 一体的対応の基礎となる有事対処マニュアルの整備

有事の際、証拠隠滅や虚偽報告を行うと、故意ではなくても重大な制裁を課される可能性があることから、従業員が証拠隠滅等を行うことがないよう分かりやすい表現で記載したマニュアルを作成し、関係者に事前周知しているとする例。

□ 親会社の経営トップのイニシアティブによる的確な社内調査の実施

外国の競争当局から調査を受けた際、関連する製品についても社内調査を行ったところ、違反事実が認められたため、当該関連製品を販売する国・地域の競争当局にリニエンシー申請を行い、制裁金の免除を受けることができたとする例。

(参考)主なアンケート調査結果 ①

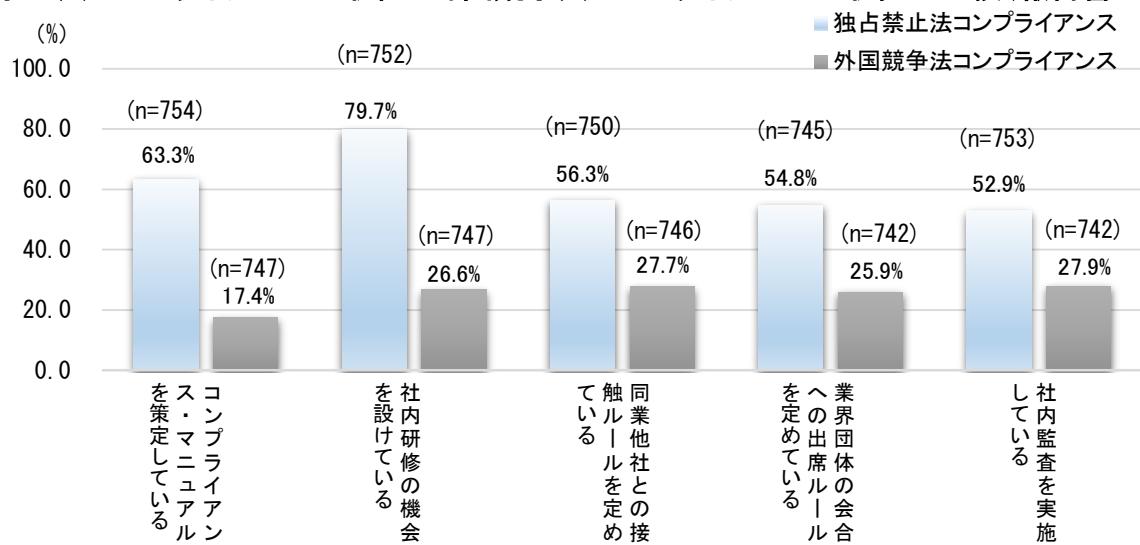
アンケート調査の概要

東証一部上場企業 1,814 社に対して、主として米国、EU、中国及び韓国の競争法に関するコンプライアンスの取組に係る質問票を送付（平成26年9月）。

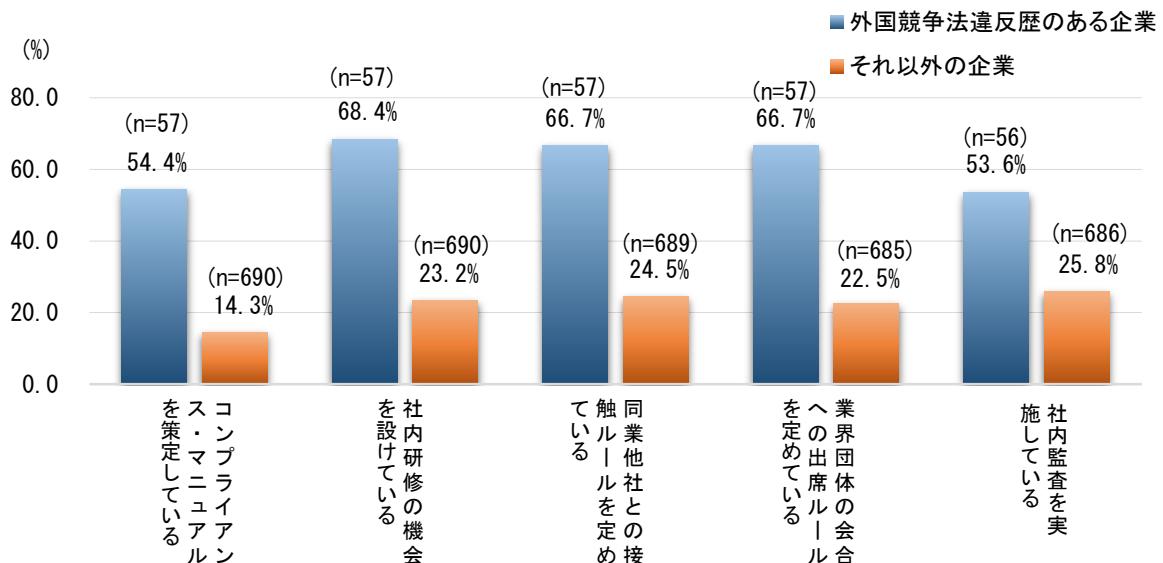
→ 963社から回答（回収率53.1%）

→ 963社のうち、日本国外において事業を展開している企業は775社

独占禁止法コンプライアンスの取組と外国競争法コンプライアンスの取組の比較(報告書54頁)

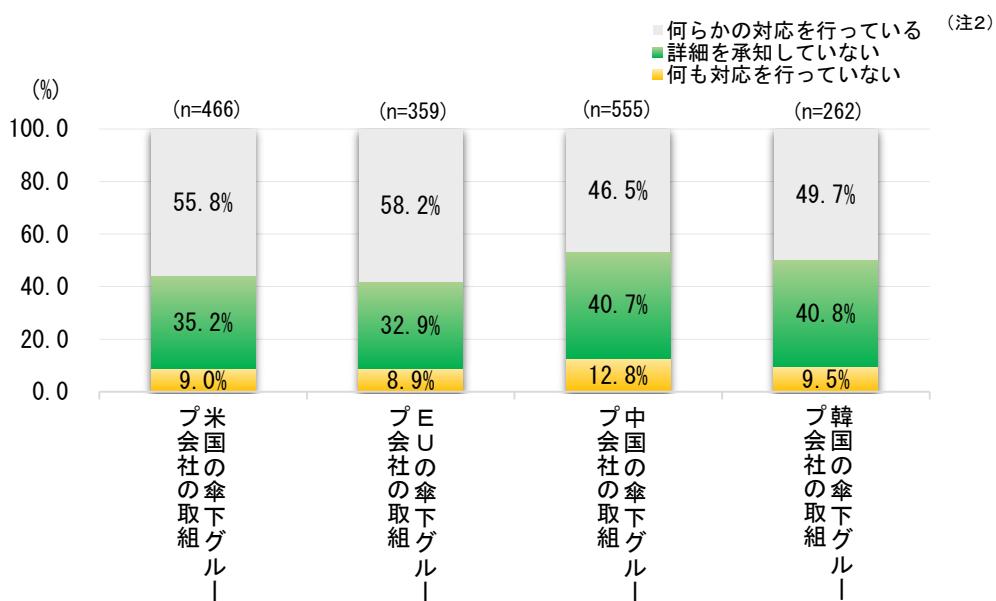


外国競争法違反歴のある企業とそれ以外の企業における外国競争法コンプライアンスの取組の比較(報告書56頁)



(参考)主なアンケート調査結果 ②

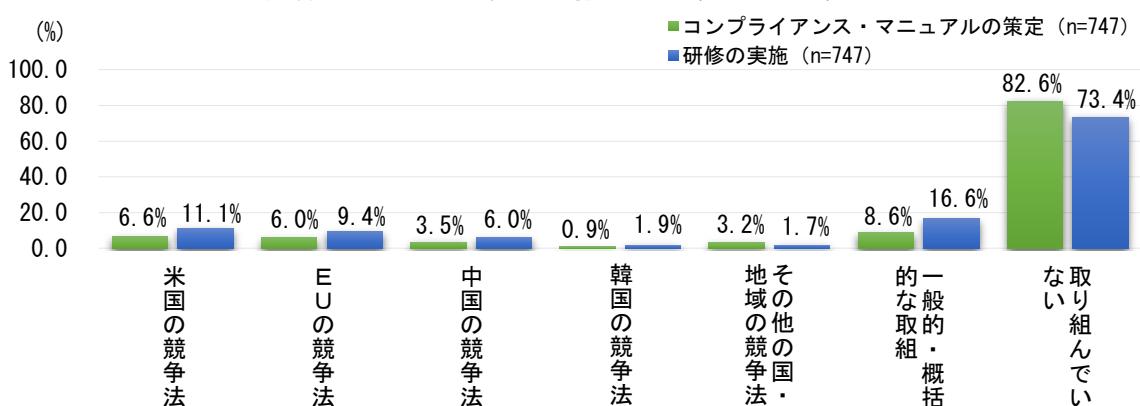
海外傘下グループ会社における所在国・地域の競争法コンプライアンスに関する対応等について^(注1) (報告書59頁, 61頁, 63頁及び65頁)



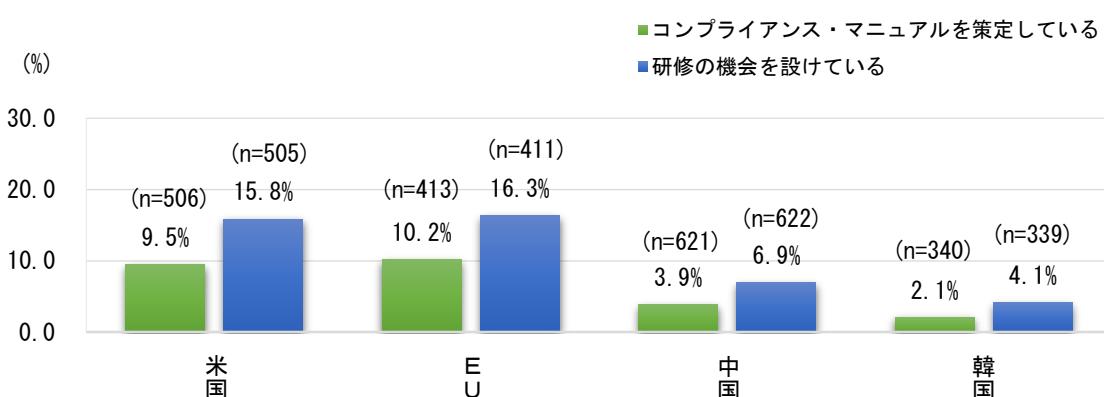
(注1) 米国、EU、中国及び韓国に複数の傘下グループ会社がある場合には、当該国・地域において、売上額が最も大きい会社の取組状況について、親会社たる我が国企業に回答を求めている。

(注2) 「何らかの対応を行っている」については、「詳細を承知していない」又は「何も対応を行っていない」以外の回答割合である。

外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定及び 外国競争法研修の実施(報告書18頁及び21頁)



米国、EU、中国及び韓国に事業展開していると回答した企業における それぞれの国・地域別の取組状況(報告書19頁及び22頁)



(参考)主なアンケート調査結果 ③

我が国法制との違いを意識した外国競争法に係る有事対応(報告書51頁)

